

○春日井市学校給食センター条例

昭和 43 年 3 月 30 日
条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、春日井市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 給食センターを春日井市四ツ家町字ニツ杵 127 番地に置く。

2 給食センターに次の調理場を置く。

名称	位置
藤山台調理場	春日井市藤山台 1 丁目 2 番地
前並調理場	春日井市四ツ家町字ニツ杵 127 番地
稲口調理場	春日井市稲口町 3 丁目 14 番地 1
白山調理場	春日井市白山町 4 丁目 3 番地 6

(昭 46 条例 7・昭 48 条例 20・昭 50 条例 10・昭 53 条例 45・昭 55 条例 32・昭 56 条例 16・昭 58 条例 31・平 5 条例 4・平 16 条例 34・一部改正)

(職員)

第 3 条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(事業)

第 4 条 給食センターは、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 2 条に定める目的を達成するため、春日井市立小学校及び中学校の学校給食の調理、輸送その他学校給食について必要な事業を行う。

(昭 55 条例 32・全改)

(運営委員会)

第 5 条 給食センターに学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査審議する。

3 運営委員会の委員は、20 名以内とする。

4 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年条例第 7 号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和 46 年教委規則第 6 号により昭和 46 年 6 月 1 日から施行)

附 則(昭和 48 年条例第 20 号)

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 10 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年条例第 45 号)

この条例は、昭和 54 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(昭和 55 年条例第 32 号)

この条例は、春日井白山土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

ただし、第 2 条中春日井市学校給食センター条例第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 16 号)

この条例は、日本住宅公団春日井都市計画高蔵寺土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則(昭和 58 年条例第 31 号)

この条例は、昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年条例第 4 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 34 号)

この条例は、平成 16 年 10 月 9 日から施行する。

○春日井市学校給食センター運営委員会規程

昭和 43 年 4 月 25 日
教委告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、春日井市学校給食センター条例(昭和 43 年春日井市条例第 12 号)第 5 条の規定による学校給食センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 教育委員会委員および教育委員会事務局の職員
- (3) 給食関係学校の学校長
- (4) 給食関係学校 PTA 代表
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号のほか教育委員会が必要と認めた者

第 3 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長の選出は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

(所掌事務)

第 4 条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 給食費の決定に関する事項
- (2) 前号のほか給食業務に関する重要な事項
(昭 55 教委告示 10・一部改正)

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、学校給食センターが行なう。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

附 則

この告示は、昭和 43 年 4 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 55 年教委告示第 10 号)

この告示は、公示の日から施行する。
